

持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務 提案説明書

1 業務の名称

持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務

2 趣旨

本説明書は、「持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本市の「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、目指すべき都市空間として持続可能な都市を支えるネットワークの構築を掲げており、その目標の実現に向けて、地域の移動を支えるバスネットワークの維持・向上に向けた取組を進めることとしている。

現在、本市のバス路線の運行は、その全てを民間バス事業者が担っており、本市では一定の要件を満たす赤字バス路線に対して補助制度を運用することにより、市内バス路線の安定的な維持に取り組んでいる。

しかしながら、バス運転者不足や人口減少・少子高齢化の進展等により、路線バスを取り巻く環境は厳しいものとなっており、バスネットワーク全体の維持が困難となることが懸念されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年2月28日には北海道において緊急事態宣言が発出され、4月17日からは全国的な緊急事態措置が実施されたことに伴い、市民の外出自粛や市内各種施設の休業が強く要請され、バス利用者が著しく減少した。その後、5月25日に緊急事態措置が解除されましたが、テレワークやオンライン会議の実施等、新しい生活様式の実践が求められている中、その利用者数は依然として前年度実績を大きく下回っており、今後も感染拡大以前の水準まで回復しないことが懸念されている。

このため、将来に向けて地域の移動手段を確保していくためには、市内バスネットワークを取り巻く環境の変化を踏まえ、持続可能なバスネットワークの構築に向けた路線のあり方について検討していく必要がある。

本業務は、持続可能なバスネットワークの構築に向けて、市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の現況整理と課題分析等を行った上で、持続可能なバスネットワークの構築に向けた路線のあり方の検討を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 市内バスネットワークを取り巻く環境の整理等

昨今の深刻なバス運転者不足や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者数の著しい減少等、市内バスネットワークを取り巻く環境について、現況を整理した上で、今後の見込みについて分析を行う。

(2) 市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の現況整理と課題分析

市内のバスネットワーク及び公共交通料金体系の現況を整理し、その課題について、上記(1)を踏まえた分析を行う。

(3) 持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線のあり方検討

上記(2)において分析した現在の市内バスネットワークに関する課題を踏まえ、持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線のあり方について検討を行う。

(4) 報告書の作成

上記の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月26日（金）まで

6 業務提案の上限額

金 4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	・提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2)市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の課題	・市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の現況を踏まえ、その課題分析を行うにあたっての留意事項、考慮すべきポイント、手法	A4判2ページまで
(3)バス路線のあり方検討	・持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線のあり方検討を行うにあたっての留意事項、考慮すべきポイント、手法 ・関連する事項の独自提案	A4判2ページまで

(4)業務工程表	・ 履行期間中における業務別スケジュール	A4判1ページ まで
(5)業務実施体制	・ 業務の実施体制及び担当技術者の地域公共交通に関する調査・検討に係る業務の経歴	A4判1ページ まで
(6)参考見積	・ 業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページ まで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が主宰する地域公共交通会議等が発注した、地域公共交通の確保・維持・改善に関する調査又は検討に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

ア 正本1部

(ア) 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

- ① 同種業務等実績書（様式第2号）
上記8(7)に係る業務の実績を記載
- ② 業務の実施を証明する書類

上記①に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争参加資格認定通知書の写し

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズはA4判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

イ 副本9部

上記(イ)の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記14の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和3年1月12日（火）12時15分必着。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年12月23日（水） 17時15分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者へ回答するとともに、質問及び回答の内容を下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、上記6の上限額を超える提案については、審査を行わずに契約候補者から除外する。

(2) 審査スケジュール（予定）

書類審査 令和3年1月14日（木）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点

の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としなない。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の課題	市内バスネットワーク及び公共交通料金体系の現況を踏まえ、その課題分析を行うにあたっての留意事項、考慮すべきポイント、手法について、妥当かつ具体的なものであるか	30
バス路線のあり方検討	持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線のあり方検討を行うにあたっての留意事項、考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか	35
その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	15
業務工程表及び業務実施体制	スケジュール、業務実施体制について、妥当なものであるか	10
合 計		100

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、後日、審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

下記の参考図書については、下記 14 の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし閲覧は令和 3 年 1 月 8 日(金) 17 時 15 分までとする。

- (1) 札幌市バス路線維持基本方針(平成 21 年 4 月)
- (2) 「生活交通確保方針検討業務」報告書(令和 2 年 3 月)

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsul@city.sapporo.jp